基本目標

住みやすさを感じるまち

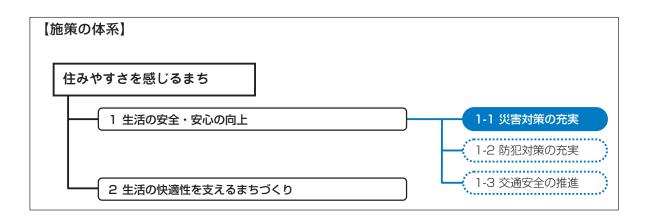
基本的な施策

- ●生活の安全・安心の向上
- ●生活の快適性を支えるまちづくり

生活の安全・安心の向上

基本的な事業

災害対策の充実



現状と課題

近年、首都圏直下型地震や集中豪雨などの自然災害への備えに対する市民の関心が高くなっています。災害にあった場合でも、安心して生活が続けられるよう、本市では避難所の防災施設や備蓄品の充実に取り組んできており、今後はさらなる防災資器材の充実・更新が必要となっています。同時に、市と市民が連携して避難所の開設、運営ができる体制づくりを進めることも求められます。

本市では自主防災組織*の育成に力を入れています。現在、市内に25団体ある自主防災組織と、行政、消防団が連携し、地域での訓練や防災に関する講座を行うなど、防災意識の向上に取り組んでいます。また、消防事務が東京都に委託された新たな体制下、消防団などとのさらなる連携強化にも努めています。

さらに、平成21年3月に改訂した地域防災計画に加え、同年4月には「震災時の職員行動マニュアル」を策定し、夜間、休日でも初動体制がとれるよう、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、職員が取るべき行動を定めています。緊急時には、このマニュアルに基づいた危機管理体制*の実行ができるよう、庁内意識の醸成と体制づくりが求められます。

防災訓練





基本的な方向性

- 地域防災計画に基づき、防災資器材の補充・更新など、地域防災体制の充実を図ります。
- 市民、事業者及び関係防災機関が一体となった実効性のある総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上に努めるとともに、緊密な協力体制の確立を図ります。
- 市内の自主防災組織*の育成強化を図るための支援を充実します。
- 地震による人的被害・経済被害を最小限に止めるため、住宅の耐震化促進に向けた取り組みを充実します。
- 市の職員は、夜間・休日においても「震災時の職員行動マニュアル」に沿った初動体制がとれるよう、危機管理体制*の強化を進めます。

関連する個別計画等

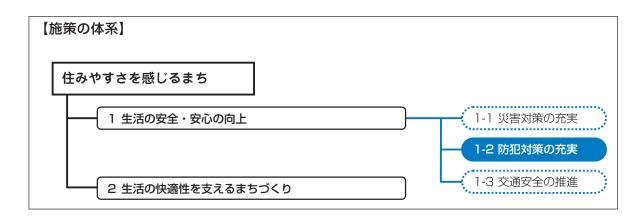
計画名等	計画等期間			
東久留米市地域防災計画	平成 21 年 3月から			
東久留米市国民保護計画	平成 19 年3月から			
東久留米市耐震改修促進計画	平成22年度~平成27年度			

	平成23年度	平成 24 年度	平成25年度	平成 26 年度	平成27年度
地震災害に強いまちづくり		木造住宅	耐震診断助	 或の実施	
消防力の整備	消防団第7	分団·第6分	団詰所整備		
	消防	L 団ポンプ車の L	更新		

生活の安全・安心の向上

基本的な事業

防犯対策の充実



現状と課題

本市は、平成 17年に「東久留米市安全・安心まちづくり条例」を制定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。さらに、平成 19年 10月には「東久留米市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、条例がめざす安全・安心なまちづくりを総合的・計画的に推進するための施策を展開しています。

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は「自分たちのまちは自分たちで守る」ということであり、まず、市民一人ひとりが防犯意識を高め、自治会やその他地域コミュニティ*が主体となり、事業者、警察、行政などの連携・協力のもと、防犯活動を推進していくことが望まれます。このため、防犯意識の普及と啓発活動の推進、市民の自主的な地域活動を促進するための支援、地域・関係機関などとの連携を充実させることが必要です。

一方、犯罪が起こりにくい都市環境づくりの面からは、防犯灯の整備や公園などの公共施設における安全対策・犯罪の防止策に取り組むことが重要です。また、こうした視点では、事業者や土地・建物などの所有者にも防犯に配慮した施設や不動産の維持管理が求められます。

今後の防犯対策において、さらなる充実・強化が期待される取り組みについては、できる限り取り入れ、その都度見直しを図ることでより実効性のあるものとしていく必要があります。

犯罪発生件数及び検挙数推移



資料: 『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- 広報活動や行事を通じた市民や事業者などに対する防犯意識の普及と啓発活動を推進するとともに、自主防犯活動団体の育成に努めます。
- 犯罪に関する的確で迅速な情報の提供に努めるとともに、市民の自主的な地域活動を支援します。
- 防犯灯の整備事業を進めるとともに、公園などの公共施設における犯罪の抑止策を検討し、実施します。
- ・市民、事業者、警察などとの連携強化に努めます。

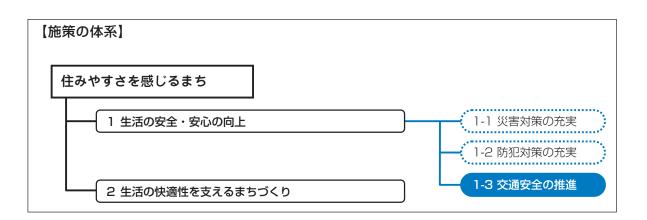
■関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市安全・安心まちづくり推進計画	平成 1 9年 10 月から

生活の安全・安心の向上

基本的な事業

交通安全の推進



現状と課題

近年、市内の交通人身事故件数は減少していますが、交通事故に占める自転車の事故や、高齢者が 関係する事故の割合が増えてきています。そのため、市では「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の 安全利用の推進」、「交通安全意識の普及及び徹底」の3つを交通安全の重点施策と位置付けています。

交通事故を未然に防止し、歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、歩道の拡幅・段差解消、防護柵や道路反射鏡の設置、コミュニティゾーン*の設定などに順次取り組んできており、今後も交通安全施設の老朽化に伴う施設の更新や、交通安全に配慮した道づくりを計画的に進めていく必要があります。

また、速度を上げた自転車の歩道走行、携帯電話を使用しながらの走行など、自転車の安全走行マナーの乱れも多く見られます。自転車の乗り方について、マナー向上を図るとともに、高齢者や若年者の交通安全に対する意識向上の取り組みを進めることが重要です。

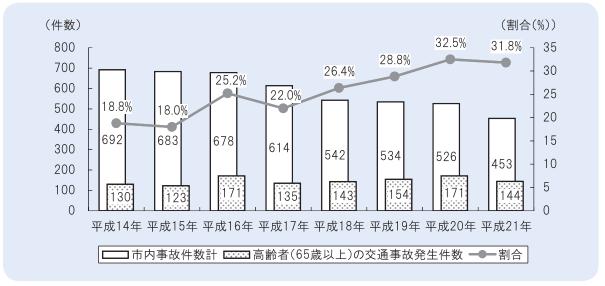
スクールゾーン



交通安全の集い



市内事故件数に占める高齢者の事故発生件数及び割合



資料:都市建設部都市計画課(警視庁交通年鑑より)

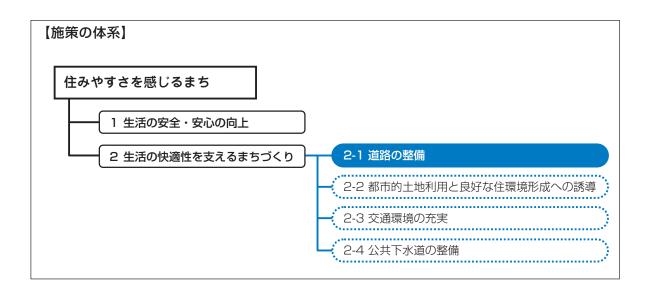
基本的な方向性

- 高齢者や交通弱者の安全を確保するため、歩道や公共交通施設のバリアフリー化*に取り組むとともに、防護柵、反射鏡、道路照明などの交通安全施設を整備し、交通事故の発生抑制に努めます。
- ・生活道路における安全確保のため、市民、関係機関との連携により、地域の実情にあった交通安全 対策の向上に努めます。
- 田無警察署、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全キャンペーンや安全教室をはじめとする啓発活動に取り組み、交通安全意識とマナーの向上に努めます。

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

道路の整備



現状と課題

市内の道路には幅員が狭い区間や見通しの悪い箇所があり、自動車などの事故が発生している生活 道路があります。交通の利便性の向上や安全対策の向上、防災に備えた安全で安心して通行できる道 路の整備が求められます。

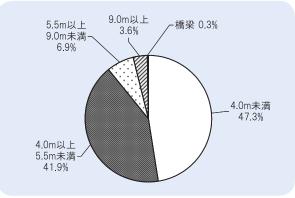
都市計画道路*は、まちの骨格であり、沿道の事業所や店舗の集積とともに、まちのにぎわいを生み出す基盤です。広域での交通を円滑にするため、主要幹線道路を結ぶ路線や都市間を結ぶ路線の整備が求められています。また、整備にあたっては自然環境に配慮することが必要です。

都市計画道路の整備や所沢街道の歩道整備などのすでに実施中の事業については、早期完了に向けて東京都と連携して進めることが必要です。また、多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)に位置付けられ、事業着手に至っていない都市計画道路の整備についても、東京都と連携を図り、事業化することが求められます。

整備中の道路



市道幅員別道路延長の比率



資料:都市建設部施設管理課(平成22年4月1日現在)

基本的な方向性

- 市民や利用者の利便性と生活環境の向上を図るため、地域の現状と課題を踏まえ、安全性・快適性 に配慮し、計画的に生活道路の補修や拡幅整備を進めます。
- 道路の緑化や透水性舗装*など、自然環境との調和をめざした生活道路の整備のあり方を検討します。
- 電線などの地中化や歩道のバリアフリー化*を促進し、安全で快適な歩行空間と道路整備に努めます。
- 広域的な交通ネットワークの形成や交通渋滞の緩和を図るため、都市計画道路*の未整備区間の整備を進めます。

関連する個別計画等

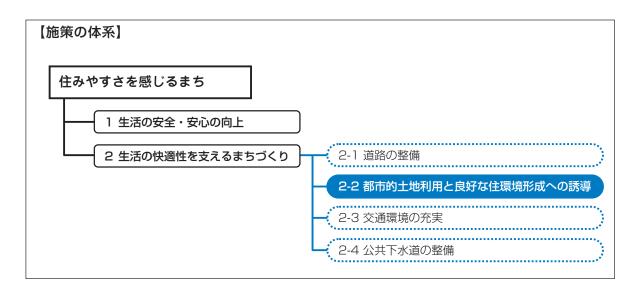
計画名等	計画等期間
道路舗装補修工事五力年計画	平成 22 年度~平成 26 年度
多摩地域における都市計画道路の整備方針 (第三次事業化計画)	平成18年度~平成27年度

	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度
生活道路の整備			推進		
都市計画道路の整備	実施(東3	3·4·19 号線	東3·4·5 ⁵	┣━━━━━ 号線 東3·4 	·20 号線)

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

都市的土地利用と良好な住環境形成への誘導



現状と課題

まちの成熟が進むなか、住みやすさや景観の「質」が重要視されてきています。道路や建物など市街地のまちなみや、緑や河川などに代表される自然で形作られる都市景観を良好なものとするため、地区計画*による建築物の高さ、形態、意匠*の制限や、樹林地などの公有地化の取り組みが求められます。

現在、市民一人当たりの公園面積は、多摩 26 市の平均を下回っていますが、都立六仙公園*の整備により公園の充実度の向上が期待されており、公園の計画面積全体の開園に向け、さらなる整備が求められます。また、生産緑地地区*の指定を通じ、市街化区域における農業との調整を図りつつ、農地の持つ緑地機能を保全し、良好な都市環境を形成することが求められます。

市内では、今後、大規模団地の建替えなどによって、広大な余剰地が生じることが見込まれますが、 大規模団地跡地などをどのように活用するかは、まちづくりに大きな影響を及ぼします。市民が住み つづけたいと思うまちを実現するため、土地所有者とともにこうした余剰地の活用に努め、メリハリ のある土地利用を図ることが重要です。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備など、現在中間の見直し作業を進めている都市計画マスタープラン*に即したまちづくりを進める必要があります。

富士見通りの景観



基本的な方向性

- 都市景観の保全や形成のため、景観への関心を高める啓発活動や地区計画*など都市計画制度を活用した取り組みに努めます。
- 都立六仙公園*の計画面積全体の開園に向け、引き続き東京都に整備の推進を要請していきます。
- 生産緑地地区*の指定を通じ、農地の持つ緑地機能の保全を進めるとともに、良好な都市環境の形成に努めます。
- 都市基盤整備や大規模団地の建替えに合わせ、地区計画制度などを活用し、都市計画マスタープラン*に即した良好な市街地の形成を図ります。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市都市計画マスタープラン	平成12年度~平成32年度

予定計画事業

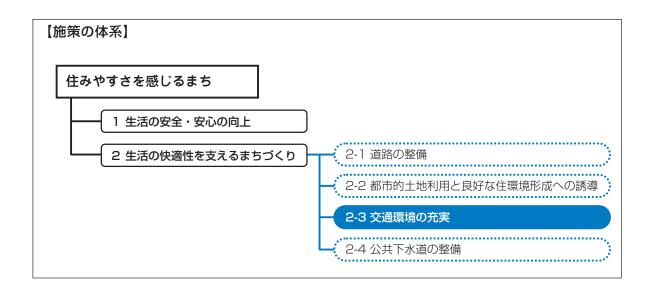
	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度	
都市計画マスタープランの中 間見直し	改訂					
地区計画の策定・用途地域 の見直し	南沢地区 ・ 上の原地区 ・ 都市計画道路沿道など					
公園用地の確保 (借地部分の公有地化)	竹林公園					

※「東久留米市都市計画図」を53ページの次に掲載しています。

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

交通環境の充実



現状と課題

にぎわいのあるまちを実現するためには、交通の利便性が高く、安全・安心に、容易に行き来できることが重要ですが、バス路線から離れている地域では、移動に不便を感じている市民がいます。本市では、他自治体におけるコミュニティバス*などの取り組みについて調査を進めるとともに、休止中のバス路線の復活や、都市計画道路*整備進捗に合わせた路線拡大などについて、関係機関へ働きかけています。

自転車は通勤や通学、買い物などの日常の足として、また環境にやさしい乗り物として多くの市民が利用しています。しかしながら、これらの自転車を収容する施設の不足が問題となっています。また、駅周辺の市営の自転車等駐車場は、すべて地権者から借地として借り上げていることから、必ずしも安定的な供給が図られているとは言えない状況にあり、恒久的な施設の確保が求められています。一方、放置自転車等については、自転車等の放置防止に関する条例により駅周辺を放置禁止区域に指定し、一定の時間を超えた自転車などに対して巡回による指導や撤去作業を実施していますが、駅

周辺の店舗などを一時的に利用する市民の利便性に配慮した対応が課題となっています。

東久留米駅西口の様子



自転車等駐車場



自転車・バイク利用者数等の状況

	定期利用	一時利用			一時利用:	-時利用者数(人)		返還台数	廃棄台数	リサイクル			
	箇所数	箇所数	自転車	バイク	自転車	バイク	撤去台数 说	1000 日	服公口奴	10000000000000000000000000000000000000	悠遠口奴	茂朱 口奴	台数
平成 17年	7	2	3,763	356	340,340	28,877	1,899	1,259	428	284			
平成 18年	7	1	3,419	319	213,665	17,016	1,768	1,205	304	259			
平成 19年	7	1	3,754	352	204,626	17,742	1,382	947	244	197			
平成 20 年	7	2	3,261	267	188,280	18,427	1,438	862	187	205			
平成 21 年	7	2	3,292	239	236,909	21,152	1,005	590	220	229			

資料:都市建設部施設管理課

基本的な方向性

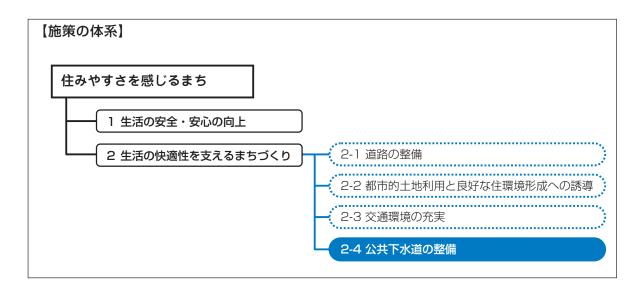
- 病院や公共施設、駅などへのアクセスを強化するため、路線バスの路線拡大について、関係機関との協議を進めます。
- 他自治体におけるコミュニティバス*などの取り組みについて調査を進めます。
- ・自転車等駐車場の不足が懸念されているため、道路上の利用や新たな恒久的な施設の確保を図り、 安定した運営に向けた取り組みについて、さまざまな角度から検討を進めます。

	平成23年度	平成24年度	平成 25 年度	平成26年度	平成27年度
コミュニティバスなどの地域 公共交通の充実		調査・	 検討 ・実 	験運行	

生活の快適性を支えるまちづくり

基本的な事業

公共下水道の整備



現状と課題

河川の汚濁や都市型水害*を防止し、快適なまちを実現するため、下水道の整備は重要な施策です。本市の水洗化人口は毎年増加しており、水洗化普及率も平成 1 7年の 96.6%から、平成21年には99.2%まで普及促進していますが、未接続世帯へのさらなる対応強化が求められます。また、経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせ、下水道管の耐震化の整備も必要となっています。

汚水公共下水道事業は、企業会計として独立会計が規定され、汚水処理経費にかかる費用は下水道使用料をもって賄うことが原則です。しかし、多額の建設事業費を投入した結果、いまだ一般会計*からの繰入金に依存している状況です。今後老朽化した施設の維持管理や改築更新事業に対する費用の増加などが想定されるため、効率的な施設管理の実施とともに適正な下水道使用料水準の設定により、安定した下水道経営が求められます。

下水道の計画処理状況

		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
世帯 (住民基本台帳)		47,767	48,315	48,611	49,220	49,806
人口(住民	基本台帳)	114,539	114,554	114,376	114,418	114,686
_	人口	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
全体計画	1日最大汚水量 (m³)	85,538	85,538	85,538	85,538	85,538
計画	1人1日平均(ℓ)(基礎家庭)	300	300	300	300	300
	1人1日最大(ℓ)	405	405	405	405	405
	水洗化戸数	24,508	25,060	25,658	26,142	26,578
処理状況	水洗化人口	110,653	112,222	112,803	113,085	113,820
状況	1日平均汚水量 (m³)	35,389	35,790	35,015	36,233	34,761
// //	1人1日平均(ℓ)	320	318	310	320	305
水洗化普及率	率 (%)	96.6	98.0	98.6	98.8	99.2

資料:『統計東久留米 平成 21 年版』

基本的な方向性

- 雨水事業を推進し、恒常的な道路冠水区域の解消に努めます。
- 公共下水道への未接続世帯に対する対応強化を図ります。
- 経年劣化している老朽管の改築・更新に向けた整備と合わせて、管の耐震化を進め、効率的な整備を行うことで、将来にわたって快適な生活を支える下水道事業を推進します。
- 下水道施設の効率的な管理を推進するとともに、適正な下水道使用料水準の設定により、安定した下水道経営を行います。

関連する個別計画等

計画名等	計画等期間
東久留米市公共下水道プラン	平成 20 年度~平成 30 年度

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成 26 年度	平成27年度
下水道施設の改築・更新			推進		
浸水(雨水)対策			推進		